官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和七年八月一日

中国四国産業保安監督部長　金子　　健

１　名称　ニッキフッコー株式会社

２　住所　広島県呉市広白岳三丁目二番五十二号

３　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

４　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設（同令第二条第一項第三号に規定する特殊高圧ガスに係る特定施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定

５　保安検査を行う事業所の名称及び所在地

ニッキフッコー株式会社　多賀谷事業所　広島県呉市広多賀谷三丁目四番十一号

６　指定年月日　令和七年八月一日

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
高知県安芸郡安田町西薬師浜二七二番八四地先から同町安田字西薬師浜二七二番七六地先まで	

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項及び第66条の規定により高瀬ダム及び七倉ダムの兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、河川法第17条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局大町ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年８月１日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　河川の名称　信濃川水系高瀬川

２　河川管理施設の名称又は種類　高瀬ダム及び七倉ダム

３　河川管理施設の位置

高瀬ダム

高瀬川左岸　長野県大町市大字平字高瀬入2118番２及び同番５

右岸　同字2118番５

七倉ダム

高瀬川左岸　長野県大町市大字平字高瀬入2118番４及び同番18

右岸　同字2118番４

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　東京電力リニューアブルパワー株式会社　代表取締役社長　永澤　　昌

住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番３号

５　管理の内容

⑴　本協議が成立する以前から管理を行う者が自ら策定した管理基準に則り利水者として継続的に実施する兼用工作物の管理業務（ただし、河川管理者の分担する業務を除く。）

⑵　管理を行う者が単独で所有する資産の設置に伴う兼用工作物の改造・改修に係わる業務

⑶　地震発生後のダム臨時点検

６　管理の期間　令和７年８月１日から高瀬ダム及び七倉ダムが存続する日まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月一日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

茨城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、茨城県電気機械器具製造業最低工賃（令和４年茨城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年８月１日　　茨城労働局長　佐藤　悦子

茨城県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コイル（自動車用の小型直流モーターのフィールドコイルに限る。）	外装テープ巻（布テープを２分の１掛けすることをいう。）	内径が41.5ミリメートル以上49.5ミリメートル以下のもの	１個につき12円
リード線又はシールド線	端子加工（リード線又はシールド線の端子をハウジング（カプラー又はコネクター）に差し込むことをいう。）		１ピンにつき55銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工（ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。）	リード線が２本のもの	１個につき64銭
	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み		１個につき72銭

４　効力発生の日　令和７年９月１日